

令和 3 年 12 月

第 356 回 兵 庫 県 議 会 議 案

(その 2)

目 次

第 164 号議案 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例 1

第 164 号議案

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 12 月 1 日提出

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第 号

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与等に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の給与等に関する条例 (昭和 35 年兵庫県条例第 42 号) の一部を次のように改正する。

第 25 条第 2 項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の107.5」を「100分の100」に改め、同条第 3 項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に、「100分の107.5」を「100分の100」に、「100分の62.5」を「100分の57.5」に改め、同条第 6 項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附則第 7 条を次のように改める。

(期末手当の特例)

第 7 条 令和 3 年 12 月に支給する職員の期末手当に係る第 25 条第 2 項、第 3 項及び第 6 項の規定の適用については、同条第 2 項中「100分の120」とあるのは「100分の112.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の92.5」と、同条第 3 項中「100分の120」とあるのは「100分の112.5」と、「100分の67.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の92.5」と、「100分の57.5」とあるのは「100分の52.5」と、同条第 6 項中「100分の162.5」とあるのは「100分の157.5」とする。

(公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 公立学校教育職員等の給与に関する条例 (昭和 35 年兵庫県条例第 45 号) の一部を次のように改正する。

第 28 条第 2 項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第 3 項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

附則第 5 条を次のように改める。

(期末手当の特例)

第 5 条 令和 3 年 12 月に支給する職員の期末手当に係る第 28 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、同条第 2 項中「100分の120」とあるのは「100分の112.5」と、同条第 3 項中「100分の120」とあるのは「100分の112.5」と、「100分の67.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

(特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第 3 条 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例 (昭和 35 年兵庫県条例第 54 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項第 1 号中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改め、同項第 2 号中「100分の100.5」を「100分の97.5」に改め、同項第 3 号中「100分の50.25」を「100分の48.75」に改める。

第 5 条第 2 号中「第 19 条第 2 項」を「第 20 条第 2 項」に改める。

附則第 6 項を次のように改める。

(期末手当の特例)

6 令和 3 年 12 月に支給する特別職に属する常勤の職員の期末手当に係る第 3 条第 4 項の規定の適用については、同項第 1 号中「100分の162.5」とあるのは「100分の157.5」と、同項第 2 号中「100分の97.5」とあるのは「100分の94.5」と、同項第 3 号中「100分の48.75」とあるのは「100分の47.25」とする。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第 4 条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例 (平成 13 年兵庫県条例第 55 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附則第 2 項中「令和 2 年 12 月」を「令和 3 年 12 月」に、「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の125」を「100分の112.5」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に、「100分の165」を「100分の157.5」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 5 条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成 14 年兵庫県条例第 62 号) の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項及び第 10 条第 2 項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附則第 4 項中「令和 2 年 12 月」を「令和 3 年 12 月」に、「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の125」を「100分の112.5」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に、「100分の165」を「100分の157.5」に改める。

(会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第 6 条 会計年度任用職員の給与等に関する条例 (令和元年兵庫県条例第 8 号) の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「次項並びに第 13 条第 1 項及び第 2 項第 2 号において」を「以下」に改める。

附則に次の見出し及び 2 項を加える。

(第 2 号会計年度任用職員の期末手当の特例)

- 4 令和3年12月に支給する第2号一般会計年度任用職員の期末手当に係る職員給与条例附則第7条において読み替えて適用する職員給与条例第25条第2項の規定の適用については、同項中「100分の112.5」とあるのは、「100分の127.5」とする。
- 5 令和3年12月に支給する第2号教育会計年度任用職員の期末手当に係る教育職員給与条例附則第5条において読み替えて適用する教育職員給与条例第28条第2項の規定の適用については、同項中「100分の112.5」とあるのは、「100分の127.5」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第164号議案

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例中 関係部分

1 制定の理由

人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告等を考慮し、職員の給与改定を行うため、所要の措置を講ずる。

2 制定の概要

公立学校教育職員等の給与に関する条例（以下「教育職員給与条例」という。）の一部改正

(1) 職員の期末・勤勉手当の年間支給月数を0.15月引き下げる。 [4.45月 → 4.30月]

(単位：月)

区 分	現 行			改 正 案					
				令和3年度 (教育職員給与条例附則第5条関係)			令和4年度 (教育職員給与条例第28条関係)		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.275	0.95	2.225	1.275	0.95	2.225	<u>1.20</u> (△0.075)	0.95	<u>2.15</u> (△0.075)
12月期	1.275	0.95	2.225	<u>1.125</u> (△0.15)	0.95	<u>2.075</u> (△0.15)	<u>1.20</u> (△0.075)	0.95	<u>2.15</u> (△0.075)
年 間	2.550	1.90	4.45	<u>2.400</u> (△0.15)	1.90	<u>4.300</u> (△0.15)	<u>2.40</u> (△0.15)	1.90	<u>4.30</u> (△0.15)

(2) 再任用職員の期末・勤勉手当の年間支給月数を0.1月引き下げる。 [2.35月 → 2.25月]

(単位：月)

区 分	現 行			改 正 案					
				令和3年度			令和4年度		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6月期	0.725	0.45	1.175	0.725	0.45	1.175	<u>0.675</u> (△0.05)	0.45	<u>1.125</u> (△0.05)
12月期	0.725	0.45	1.175	<u>0.625</u> (△0.1)	0.45	<u>1.075</u> (△0.1)	<u>0.675</u> (△0.05)	0.45	<u>1.125</u> (△0.05)
年 間	1.450	0.90	2.350	<u>1.350</u> (△0.1)	0.90	<u>2.250</u> (△0.1)	<u>1.350</u> (△0.1)	0.90	<u>2.250</u> (△0.1)

3 施行期日

公布の日